

松戸市教育委員会人権教育推進基本方針

〔平成9年3月策定〕

基本方針

憲法、教育基本法に定める人権尊重の理念に基づき、「人権教育のための国連10年」をはじめとする人権尊重の国際的な潮流、地域改善対策協議会意見具申に見られる同和問題早期解決のための国民的な動向の中で、松戸市教育委員会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するために人権尊重の啓発、教育を充実することを基本的な課題とする。

基本計画

松戸市教育委員会は、人権尊重を基本とし、次の事項を重点目標とする。

- 1 人権教育推進体制及び啓発体制を整備する。
- 2 教育委員会職員並びに学校教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の教育・研修の推進を通じ、職員の人権意識の高揚を図る。
- 3 学校同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通じ、児童生徒の人権意識の高揚を図る。
- 4 社会同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通じ、市民の人権意識の高揚を図る。
- 5 各界の人権教育指導者を養成する。

考慮すべき事項

人権保障を巡る国際的な動向、国・県の同和行政の流れ、「松戸市人権施策に関する基本方針」をはじめとする、松戸市のすべての部局における施策に十分配慮し、有効な実施計画のもとに、事業の推進にあたる。